

障害者移動支援事業の見直しについて

平成 18 年、障害者自立支援法の施行によりスタートした本事業でございますが、支援の中身について、年を重ねる度精査し、ルールの追加、改正を行い、事業所の皆様のご協力のもと、利用者への理解も進み、適正な運営がなされていることと見込んでおります。

さてこの 4 月より、利用者にとって更に利便性の高い事業とするために、主に下記の内容の追加、修正を行います。

相談支援事業所、移動支援事業所の皆様におかれましては、今回の改正にご理解、ご協力いただくとともに、担当する利用者の方への周知も併せてお願いいたします。

1 対象者（身体障害者）の変更

旧 全身性障害者

両上肢・両下肢いずれにも障害が認められる肢体不自由 1 級の方

新 福祉用具を利用しても屋外での移動が困難な、下肢 1～2 級若しくは体幹機能障害 1～2 級の方 児童も成人に同じ

外出が困難と考えられる方への対象の拡大

2 移動支援の対象となる外出の追加

(1) 宿泊を伴う旅行

(2) 習い事やサークルの活動中に支援が必要な場合に限り、利用できるようになります。

(3) 事業所の主催する行事に参加する際、ヘルパーが行事の業務を兼ねない場合は利用できるようになります。

詳細は江戸川区障害者移動支援事業ガイドライン(平成 29 年 4 月～)をご確認下さい。

3 家族への支援の禁止事項の解釈変更

旧 利用者の三親等以内の親族が従業者として支援に従事すること。

新 同居する家族への支援

4 その他

この他にも、江戸川区障害者移動支援事業ガイドライン(平成 29 年 4 月～)には、解釈の変更や、表記の訂正等いくつかございますので、ご確認願います。

なお新しいガイドラインは、平成 29 年 4 月 1 日に江戸川区のホームページに掲載する予定です。